



## はじめに

この条例は、条例で定める産業廃棄物処理施設(以下、「産業廃棄物処理施設」という。)の設置等の事業計画、その産業廃棄物処理施設が地域の生活環境に与える影響とその対策などを関係住民等に公開し、事業計画者と関係住民等の相互理解を促進し、事業計画者と関係住民等との紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的として制定しました。

## 条例のあらまし

### 【事業計画者の責務】

#### 1 対象となる行為

##### ●処分業

- ①産業廃棄物処理施設の新たな設置
- ②事業の範囲の変更
- ③事業場を他の場所に増設又は移転する変更
- ④産業廃棄物処理施設の設置の場所の面積の20%以上の拡大変更
- ⑤処理能力の10%以上の増大変更

##### ●収集運搬業(積替え・保管施設に関して)

- ①積替え・保管施設の新たな設置
- ②事業の範囲の変更
- ③事業場を他の場所に増設又は移転する変更
- ④産業廃棄物処理施設の設置の場所の面積の20%以上の拡大変更
- ⑤積替えのための保管上限の10%以上の増大変更
- ⑥事業場ごとに積替え・保管を行う産業廃棄物の種類の追加変更

#### 2 対象となる施設

- ①(特別管理)産業廃棄物の処分業者が設置する産業廃棄物処理施設
- ②(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業者が設置する積替え・保管施設

#### 3 事業計画者が行わなければならないこと

産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする事業計画者は、施設設置等の着手又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を申請する前に次の手続を行わなければならない。

##### <関係住民等へ>

- ①説明会の開催等により事業計画書等の内容を関係住民等へ周知
- ②見解書の内容を関係住民等へ周知
- ③関係住民等と環境保全協定の締結に努めること

##### <市へ>

- ①事業計画書、生活環境配慮書の提出
- ②関係住民等から提出された意見書に対する見解書の提出
- ③審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じること
- ④審査結果措置報告書の提出

## 【関係住民等】

### 1 関係地域

産業廃棄物処理施設の設置等により、生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域を、次の表に定める範囲を基準として市長が定めます。

産業廃棄物処理施設の種類	生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域の基準
焼却施設、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、最終処分場 など	産業廃棄物処理施設の設置又は変更の場所の敷地の境界線から 500m以内
脱水施設、破碎施設、圧縮梱包施設、積替え・保管施設 など	産業廃棄物処理施設の設置又は変更の場所の敷地の境界線から 200m以内

### 2 関係住民等のできること

#### <事業計画者へ>

- ①事業計画者が開催する説明会に参加し、事業計画に関する説明を受けること
- ②事業計画者と環境保全協定の締結

#### <市へ>

- ①公告・縦覧により産業廃棄物処理施設の設置等に関する事業計画に関する情報を得ること
- ②生活環境の保全の見地から、意見書を提出すること
- ③あっせんの申請をすること

## 【市の責務】

### 1 市が果たす役割

市は、産業廃棄物処理施設の設置等に伴う事業計画者と関係住民等の紛争を予防し、調整を行うため次の業務を行います。

#### <事業計画者へ>

- ①事業計画書等の提出があったときは、関係地域を定めて通知
- ②産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所の検査
- ③事業計画者と関係住民等の意見の調整
- ④事業計画書等について審査し、その結果を審査結果通知書により通知
- ⑤産業廃棄物処理施設設置等承認書の交付
- ⑥必要に応じ、事業計画者と関係住民等との環境保全協定締結への助言
- ⑦条例手続に違反した事業計画者に対する勧告・公表

#### <関係住民等へ>

- ①事業計画書等の関係住民等への公告・縦覧
- ②事業計画者と関係住民等の意見の調整
- ③必要に応じ、事業計画者と関係住民等との環境保全協定締結への助言

### 2 紛争の調整

- ①あっせん申請に対しあっせんを行う